



市 からの 連絡 帳

12月23日(祝) 各種サービス停止

ネットワーク作業に伴い、12月23日(祝)は終日、次のサービスが停止します。ご理解・ご協力をお願いします。

◆公共施設予約管理システム

- 全てのロビー端末
- 有料施設の入金
- メール配信

※有料施設を利用する方は、12月22日までの各施設の営業日に入金してください(入金のお問い合わせは利用施設へ)。

◆情報推進課 (☎042-460-9806)

◆住民票等自動交付機(全て)

◆証明書コンビニ交付サービス

- ◆市民課 (☎042-460-9820)
- 保 (☎042-438-4020)

◆図書館HP・メール送信サービス

全て停止。予約などの通知メールは翌日以降に送信します。

◆中央図書館 (☎042-465-0823)

届け出・税・年金

マイナンバーカード夜間臨時窓口

マイナンバーカードの交付申請受付とカード交付の夜間臨時窓口を開設します。カードの申請がお済みでない方や申請方法が分からない方、カードの交付通知書が届いてまだ受け取っていない方は、この機会をご利用ください。

時 1月16日(月)～20日(金)の午後8時^{まで}

※カード交付の受付は7時^{まで}

場 市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)

持 □カードの交付申請

- 通知カード(マイナンバーが記載された緑色の紙製のカード)
- 個人番号カード交付申請書
- 顔写真(縦4.5cm×横3.5cm。最近6カ月以内に撮影された正面・無帽・無背景のもの)
- 本人確認書類
- 住基カード(お持ちの方のみ)

□カードの交付(受け取り)

通知カード・交付通知書(はがき)・本人確認書類・住基カード(お持ちの方のみ)

※マイナンバーカードは申請者本人への交付が原則です。

※本人確認書類は、下記のうち2点以上をお持ちください。

官公署発行の顔写真付きのもの(運転免許証・パスポート^{など})、健康保険証・預金通帳・社員証・学生証^{など}、氏名と生年月日または氏名と住所が分かるもの

※マイナンバーカードにはe-Taxの手続きで必要となる署名用電子証明書が無料で標準搭載されます。次の確定申告でe-Taxを利用する方は、この機会にカードの申請をご検討ください。

※詳細は、市HPまたは下記へ

◆市民課 (☎042-460-9845)

保 (☎042-438-4020)

確定申告における高齢者の障害者控除

申請により障害者控除対象者認定書を調査のうえ交付します。これを基に確定申告すると、障害者控除の対象となります。

対 市内在住の65歳以上の方で、次に該当する方(身体障害者手帳・愛の手帳所持者は申請不要)

- 障害者控除…身体障害者3～6級に準ずる、知的障害軽度・中度に準ずる
- 特別障害者控除…身体障害者1・2級に準ずる、知的障害重度に準ずる、ねたきり高齢者(約6カ月以上常に臥床し、日常生活に支障がある)

※介護保険の認定者は、介護認定調査票に基づく。認定者以外は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書(市指定の様式)が必要

申 1月4日(水)から、高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)へ

※認定書発行までに2週間ほど掛かりますので、お早めに申請してください。

◆高齢者支援課 (保) (☎042-438-4028)

1月4日(水)は国民健康保険料第6期の納期です

納期を過ぎると延滞金が発生することがあります。納期内納付にご協力ください。

◆保険年金課 (☎042-460-9822)

12月オール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、広報や催告による納税推進、差し押さえ・タイヤロック・捜索などの滞納処分など、多様な徴収対策を実施しています。

皆さんに納めていただいている貴重な税金は、福祉・教育・都市整備など、さまざまなサービスを提供するための重要な財源となっています。市政を支える財源を安定して確保するとともに、市民の皆さんの安心・便利な納税のため、全力で環境づくりに取り組んでいます。納期内納付にご協力をお願いします。

◆納税課 (☎042-460-9832)



事業主の皆さんへ eLTAX(電子申告・電子申請)が便利です

「eLTAX」は、地方税の申告や届け出などの手続きを、インターネットを利用して行うシステムです。

□対象となる税目・内容

- 個人住民税(給与支払報告書、特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書、給与所得者異動届出書^{ほか})
- 法人市民税(申告書、設立・設置届出書、異動届出書)
- 固定資産税(償却資産申告書)

eLTAXの利用開始手続き・操作方法などは、eLTAXHPをご覧ください。

◆問い合わせ先

□法人の電子証明書取得方法・eLTAX

eLTAXヘルプデスク(☎0570-081459 または ☎03-5500-7010)

※平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

□個人の市・都民税(特別徴収)

◆市民税課 (☎042-460-9828)

□法人の市民税

◆市民税課 (☎042-460-9826)

□固定資産税

◆資産税課 (☎042-460-9830)

障害基礎年金をご存じですか

病気やけがなどで一定の障害の状態になったとき、次の①～③全てに該当する場合は障害基礎年金が支給されます。

①初診日(障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診察を受けた日)が次のいずれかの期間にある

- 国民年金の被保険者期間
- 60歳以上65歳未満の方で年金未加入期間(国内に住所が無い方・老齢基礎年金の繰り上げ受給者は対象外)
- 20歳前の年金未加入期間

②障害認定日(初診日から1年6カ月後、またはそれ以前に症状が固定した日。初診日から1年6カ月後の日が20歳前の場合、20歳誕生日前日)において、政令で定める程度の障害等級の1級または2級に該当している

※障害者手帳などとは別の認定基準です。障害者手帳などがなくても申請できますが、手帳などの提示のみでの請求は不可

③初診日の前日時点で納付要件を満たす(20歳前に初診日がある場合の納付要件はなし)

障害基礎年金の受給には請求手続きが必要で、請求者の状況により必要書類が異なるため、請求前にご相談ください。

※請求から5年経過分は支給不可(時効)

□市役所での相談・受付

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課

(保谷庁舎1階)

※保谷庁舎での相談・受付は(☎042-438-4020)へ要予約

問 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)

◆ 保険年金課 (☎042-460-9825)

福祉・子育て

締切間近！平成28年度 臨時福祉給付金などの申請

□申請期限 12月28日(水)(消印有効)

お手元に申請書がある方は申請してください。期限を過ぎますと、給付金を受け取れませんのでご注意ください。

◆臨時福祉給付金窓口 (☎042-497-4976)

介護保険事業者ガイドブック(改訂版)を発行

ガイドブックでは、西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して介護保険サービスを提供している事業者を掲載しています。ぜひご活用ください。

□配布場所 高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階)・出張所・地域包括支援センター

◆高齢者支援課 (保) (☎042-438-4032)

ひとり親家庭等医療費助成制度～親医療証をお送りします～

現況届を提出し、平成28年度ひとり親家庭等医療費助成制度に該当した方へ、12月末に新年度の医療証(平成29年1月1日～12月31日有効)を郵送します。現況届未提出の方は、至急ご提出ください。

本制度は、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童がいるひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、保険診療で掛かった医療費の自己負担分を助成します。

◆子育て支援課 (☎042-460-9840)

くらし

西東京市民会館の隣接地での工事

市民会館の南側に隣接するシチズン時計(株)の食堂解体工事が平成29年3月末日終了予定で実施されています。

この間、工事による騒音・振動の発生が予想されますので、ご利用に際しては、あらかじめご通知おきください。

◆文化振興課 (保) (☎042-438-4040)

固定資産税の減額

◆資産税課 (田無庁舎4階・☎042-460-9830)

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(住宅面積120㎡^{まで})

□減額要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う

- 工事後3カ月以内に資産税課へ申告する
- 1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②固定資産税減額証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡^{まで})

□減額要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う

- 工事後3カ月以内に資産税課へ申告する
- 65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く)
- 改修後の床面積が50㎡以上
- 1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)

住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(住宅面積120㎡^{まで})

□減額要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う

- 工事後3カ月以内に資産税課へ申告する
- 改修後の床面積が50㎡以上
- 1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額)
- 現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②熱損失防止改修工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)

●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事情明細書・現場の写真^{など})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類

- 65歳以上…住民票
- 要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し
- 障害者…障害者手帳の写し
- ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化